

熊本市町内自治振興等補助金交付要綱

制定 令和7年4月1日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市町内自治振興等補助金（以下「補助金」という。）に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町内自治会は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域における共同活動を行うため、日常生活の中で発生する地域の課題を互いに協力し合いながら解決し、地域毎に特色のある住み良いまちづくりを進めるなど、市政・まちづくりの推進においても欠かせない存在である。まちづくりにおいて重要な役割を担う町内自治会の活動環境を持続的に確保するため、運営費用等の一部を支援する補助金を交付し、地域の活性化や持続可能な地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 この要綱に基づく補助金の対象となる団体は、次の各号に定める要件をすべて満たす町内自治会等の地縁に基づいて形成された団体であり、その代表者からの届出に基づき市長が認めたもの（以下「町内自治会等」という。）とする。

- (1) 良好な地域社会の維持及び形成に役立つ地域的な共同活動を行うことを目的とし、この目的を達成するために必要な事業を行っていること。
- (2) その組織の区域が、原則として、面的に連続し、住民にとって客観的な境界により定められ地域の一体性を有していること。
- (3) その区域に住所を有する全ての世帯は、構成員となることができるものとし、その相当数の世帯が現に構成員となっていること。
- (4) その組織の運営を公正かつ円滑に行うため、規約を定め、会員の総意による町内自治会等の運営のために必要な事項が明記されていること。

(補助を受けようとする町内自治会等の届出)

第4条 初めて補助金を受けようとする町内自治会等の代表者（以下「代表者」という。）は、前条各号の要件を満たしていることを確認するために、町内自治会等新設届出書（様式第1号）を次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 町内自治会等の規約
- (2) 町内自治会等役員名簿
- (3) 町内自治会等の予算書及び事業計画書
- (4) 町内自治会等の区域を示した地図
- (5) 町内自治会等の総会議事録
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 代表者は、町内自治会等の活動を休止又は再開するときは、町内自治会等休止・再開届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならないものとする。

3 代表者は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、町内自治会等変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 町内自治会等の規約を変更したとき
- (2) 町内自治会等の区域を変更したとき
- (3) その他市長が必要と認める変更が生じたとき

- 4 代表者は、代表者又は文書配布者を変更したときは、町内自治会長等変更届兼町内自治会長に関する情報提供承認・不承認届（様式第3号-①）を市長に提出しなければならないものとする。
- 5 代表者の代行者を選任したときは、町内自治会長代行届兼町内自治会長に関する情報提供承認・不承認届（様式第3号-②）を市長に提出しなければならないものとする。
- 6 代表者は、町内自治会等を廃止したときは、町内自治会等廃止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならないものとする。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付は町内自治会等の運営を支援するものとし、その対象は、次に掲げるものとする。

(1) 町内自治活動事業

- ア 安全・安心な地域づくりに資する活動
- イ 地域の活性化や課題解決につながる活動
- ウ 住民自治の基礎となる町内自治会等の組織維持に関する活動
- エ 行政情報の発信及び行政事業の連絡調整に関する活動

(2) 防犯灯維持管理事業

防犯灯（電力会社との契約種別が公衆街路灯 A 又は定額電灯であり、一般交通の用に供する道路を照明するもので、防犯及び交通安全を図ることを目的として設置されたものをいう。以下、同じ。）の維持管理に関する活動

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表第1欄に定める対象経費と第2欄に定める基準額とを比較して少ない額の合計額とする。

（補助金の交付申込み）

第7条 補助金の交付を受けようとする代表者は、町内自治振興補助金等交付申込書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業（活動）計画書
- (2) 予算書
- (3) 防犯灯の灯数を記載する場合、電力会社発行の申込年度4月分電気料金領収書又は請求書（定額電灯にあって新規に申込みをするものがある場合は、設置箇所の位置図も添えること。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付申込みの期限は、毎年6月末日までとする。ただし、やむを得ない理由により提出が遅延する場合において、町内自治振興等補助金交付申込遅延届（様式第6号）を提出した場合は、この限りでない。

（補助金交付の決定）

第8条 市長は、第7条の規定による補助金の交付の申込みがあった場合、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、町内自治振興等補助金交付決定通知書（様式第7号）により、代表者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第9条 補助金は、毎年9月末日までに交付する。ただし、代表者が第7条第2項に規定する町内自治振興等補助金交付申込遅延届を提出した場合は、9月末日又は申込みから30日以内の遅い日までに交付するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた代表者は、事業終了後市長が指定する期日までに、町内自治振興等補助金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業(活動)実績報告書
 - (2) 決算書又は決算見込書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定の取消し)

第11条 市長は、町内自治会等が補助事業等に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるとき等、市長の指示に違反したとき
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) 第3条の各号に反したとき

(補助金の返還)

第12条 市長は、第11条及び第14条第3項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、町内自治振興等補助金交付返還通知書(様式第9号)により代表者にその返還を命ずるものとする。

2 第11条及び第14条第3項の規定に基づき交付決定の全額又は一部を取り消した場合であって、既に交付した補助金と差額がある場合には、規則第13条の規定により返還させるものとする。

(オンラインによる申込み等の手続)

第13条 補助金に関し、次に掲げる手続は、オンライン(インターネットに接続された端末を利用して行う方法をいう。以下この条において同じ。)により行うことができることとする。

- (1) 第4条第4項の規定による代表者又は文書配布者の変更
- (2) 第7条の規定による補助金の交付の申込み
- (3) 第10条の規定による実績報告
- (4) 前3号に掲げるもののほか、代表者が行う手続のうち市長が認めるもの

2 前項の規定によるオンラインによる手続は、電子申請システム(オンラインにより補助金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして市長が認めるものをいう。以下この条において同じ。)において、各手続における必要事項を入力し、各手続に必要な書類を送信することにより行わなければならないこととする。この場合において、代表者に対して発行した登録番号及び暗証番号を電子申請システムで認証することにより行うこととする。

3 補助金に関し、次に掲げる手続は、電子申請システムを使用してこれらに係る通知等を受け取る旨の代表者の意思表示があるときに限り、電子申請システムを用いてオンラインにより行うことができる。

この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。

(1) 第8条の規定による補助金の交付の決定

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が行う手続のうち必要と認めるもの

4 第2項後段の規定は、前項の規定によりオンラインにより行われた市長の通知等を代表者が受領しようとする場合における本人確認について準用する。

(暴力団の排除)

第14条 市長は、熊本市暴力団排除条例（平成23年熊本市条例第94号。以下「暴排条例」という。）

第9条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金の交付を受けた代表者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、代表者に対し当該代表者の住所、氏名（フリガナを付したもの）、生年月日及び性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 町内自治振興補助金交付規則（昭和47年4月26日規則第35号）及び熊本市防犯灯補助金交付規則（昭和48年5月22日規則第33号）は廃止する。

3 この要綱の施行前に、前項において廃止された町内自治振興補助金交付規則の第2条及び熊本市防犯灯補助金交付規則の第2条の規定に基づき市長が認めた団体は、第3条の規定に基づき市長が認めた団体とみなす。

(経過措置)

4 この要綱の施行に際し、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに廃止前の町内自治振興補助金交付規則（昭和47年4月26日規則第35号）第5条の規定による補助金交付の決定を受けた者は、第3条に規定する町内自治会等とみなし、第4条第1項柱書の町内自治会等新設届出書及び同項第2号から第5号に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

5 第4条第1項第1号の規定により提出を求める団体の規約については、町内自治会等において、第3条第4号の規定を順守するため、総会の決議など手続きに要する期間が必要となることを考慮し、猶予期間を設け、令和8年4月末までに市に提出するものとする。

6 令和7年度において、別表第2欄に掲げる「係数」とあるのは、「当該町内自治会等の世帯数」とする。

(検討)

- 7 市は、この要綱の施行後 3 年を経過した場合において、実施状況等を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表（第6条関係）

対象経費	基準額										
第5条に定める補助対象事業に要する経費であって、交付決定のあった年度の4月1日から翌年3月31日までに生じたものとする。 ただし、以下の経費は対象としない。 (1) 他に市からの補助等がある経費 (2) 冠婚葬祭経費 (3) 寄付金 (4) 宴会経費	次の各号により算出された額の合算額とする。 (1)及び(2)は、申込みをする町内自治会等が前年度に徴収した会費の総額を当該町内自治会等の規約に定める会費の年額又は月額に12を乗じて得た額で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはこれを切り上げた数。以下「係数」という。）に応じて算出する。 ただし、年度の中途において新たに設立した町内自治会等は、設立日の直近月に徴収した会費が月額会費である場合においてはその総額を規約で定める会費の月額で除して得た数、年額会費である場合においてはその総額を規約で定める会費の年額で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはこれを切り上げた数。）を係数とする。 なお、免除世帯は係数に算入することができる。ただし、免除世帯については免除対象者名簿を作成・保管しなければならないこととし、また、求めに応じ名簿を提出させなければならない。 (1) 均等割額 ・係数が200以下の町内自治会等 年額 60,000 円 ・係数が201以上400以下の町内自治会等 年額 65,000 円 ・係数が401以上800以下の町内自治会等 年額 70,000 円 ・係数が801以上の町内自治会等 年額 75,000 円 (2) 係数割額 係数に600円を乗じた額 (3) 防犯灯設置割当額 電気事業者との契約上使用できる最大電力（以下「契約電力」という。）ごとの単価に、毎年度4月1日現在における防犯灯の設置数を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約ワット数</th><th>単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10ワット以下のもの</td><td>1,200 円</td></tr> <tr> <td>10ワットを超え、20ワット以下のもの</td><td>1,400 円</td></tr> <tr> <td>20ワットを超え、40ワット以下のもの</td><td>1,800 円</td></tr> <tr> <td>40ワットを超えるもの</td><td>2,000 円</td></tr> </tbody> </table>	契約ワット数	単価	10ワット以下のもの	1,200 円	10ワットを超え、20ワット以下のもの	1,400 円	20ワットを超え、40ワット以下のもの	1,800 円	40ワットを超えるもの	2,000 円
契約ワット数	単価										
10ワット以下のもの	1,200 円										
10ワットを超え、20ワット以下のもの	1,400 円										
20ワットを超え、40ワット以下のもの	1,800 円										
40ワットを超えるもの	2,000 円										

町内自治会等新設届出書

年 月 日

熊 本 市 長 宛

年 月 日付けで町内自治会等を新たに設立しましたので下記のとおり届けます。

校区
()

第

町内
()

届出者(自治会長) 氏名

※自署又は記名・押印

記

自治 会 長	住 所	熊本市 区			
	ふりがな		電 話		
	氏 名				
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女 ・ 回答しない	

文 書 配 布 先	住 所	熊本市 区			
	ふりがな		電 話		
	氏 名				

文書配布世帯数	回覧班(組)数

私は、熊本市に自治会加入等に関する一般の方からの問い合わせや、市道等の境界立会い等公益目的に使用する機関等からの問い合わせ、地域活動に関する議員からの問い合わせがあった際は、自治会長氏名・住所・電話番号について、市から情報提供されることに、

同意します ・ 同意しません	同意しない場合は、理由について、記載ください。
----------------------	-------------------------

様式第2号(第4条関係)

町内自治会等休止・再開届出書

年 月 日

熊 本 市 長 宛

年 月 日付けで町内自治会等の活動を__休止__・__再開__しましたので下記のとおり届けます。

校区
()

第

町内
()

届出者(自治会長) 氏名_____

記

自治会長	住 所	熊本市 区			
	ふりがな		電 話		
	氏 名				
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女 ・ 回答しない	

文書配布先	住 所	熊本市 区			
	ふりがな		電 話		
	氏 名				

文書配布世帯数	回覧班(組)数

町内自治会等変更届出書

年 月 日

熊 本 市 長 宛

年 月 日付けで町内自治会等の内容を変更しましたので下記のとおり届けます。

校区
()

第

町内
()

届出者(自治会長) 氏名_____

記

変更事項(該当に○)		変更年月日	備考
	町内自治会等の規約	年 月 日	※ 変更後の規約を添付すること
	町内自治会等の区域	年 月 日	※ 変更後の区域を示した地図を添付すること
	その他 ()		

町内自治会長等変更届兼町内自治会長に関する情報提供承認・不承認届

年 月 日

熊本市長宛

年 月 日より、下記のとおり変更しますので届けます。

--

校区
() 第

--

町内
()

届出者(自治会長) 氏名

新・自治会長名	
旧・自治会長名	

記

自治会長	住 所	〒 熊本市 区			
	ふりがな		電 話		
	氏 名				
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女・回答しない	

↓自治会長と同じ場合は記載不要

広報文書(回答文書等)の配布先	住 所	〒 熊本市 区			
	ふりがな		電 話		
	氏 名				

班(組)数
班 (組)

主査	担当

私は、熊本市に自治会加入等に関する一般の方からの問い合わせや、市道等の境界立会い等公益目的に使用する機関等からの問い合わせ、地域活動に関する議員からの問い合わせがあった際は、自治会長氏名・住所・電話番号について、市から情報提供されることに、

同意します . 同意しません	同意しない場合は、理由について、記載ください。
----------------------	-------------------------

様式第3号-①(第4条関係)

校区 () 第 町内 () 役員名簿

[illegible]

町内自治会長代行届兼町内自治会長に関する情報提供承認・不承認届

年 月 日

熊 本 市 長 宛

年 月 日より、下記のとおり代行しますので届けます。

校区
()

第

町内
()

届出者(自治会長) 氏名_____

自治会長代行名	_____
自治会長名	_____

記

自治会長代行	住 所	熊本市 区			
	ふりがな		電 話		
	氏 名				
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女 ・ 回答しない	

代行理由	
------	--

主査	担当

私は、熊本市に自治会加入等に関する一般の方からの問い合わせや、市道等の境界立会い等公益目的に使用する機関等からの問い合わせ、地域活動に関する議員からの問い合わせがあった際は、自治会長氏名・住所・電話番号について、市から情報提供されることに、

同意します ・ 同意しません	同意しない場合は、理由について、記載ください。
----------------------	-------------------------

様式第3号-②(第4条関係)

校区 () 第 町内 () 役員名簿

[illegible]

様式第4号(第4条関係)

町内自治会等廃止届出書

年 月 日

熊 本 市 長 宛

年 月 日付けで町内自治会等を廃止しましたので下記のとおり届けます。

校区
()

第

町内
()

届出者(自治会長) 氏名_____

記

文 書 配 布 先	住 所	熊本市 区		
	ふりがな		電 話	
	氏 名			

文書配布世帯数	回覧班(組)数

様式第5号(第7条関係)

町内自治振興等補助金交付申込書兼補助金請求委任兼口座振込依頼書

年 月 日

熊本市長宛

(申込者)

住 所

町内自治会名

(フリガナ)

代表者名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

令和 年度町内自治振興等補助金の交付について、町内自治振興等補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申込みます。

1 世帯数(係数)

○補助金算定用 町内自治会等加入世帯数

世帯 …① (係数算定シート参照)

○町内自治会が把握する 4/1 付の町内自治会等加入世帯数

世帯

2 防犯灯数

防 犯 灯 の 区 分	灯 数			
	契約電力が 10ワット以下のもの	契約電力が 10ワットを超え、 20ワット以下のもの	契約電力が 20ワットを超え、 40ワット以下のもの	契約電力が 40ワットを超えるもの
4月1日までに 設置されている防犯灯	灯	灯	灯	灯

申込者は、本件申込みにあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため熊本県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申込者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は、補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

熊本市が交付する令和 年度町内自治振興等補助金の請求を熊本市 区総務企画課長に委任します。
上記補助金の支払いについては、事務の都合上、下記口座名義人の預金口座への振込を依頼します。

また、口座名義が申込者と異なる場合は、下記口座名義人に、熊本市から交付される補助金の受領に関する権限を委任します。

金 融 機 関 名		種別	口 座 番 号								
銀行 信用金庫 農協 労働金庫		本店 支店 出張所 支所	普通								
フリガナ											
口座名義											

注意)口座名義については、通帳に記載されているとおりにご記入ください。

※ゆうちょ銀行をお持ちの方は、通帳見開きページ下部にある「店名」「店番」「預金種目」「口座番号」
をご記入ください。

【世帯数算定シート】

町内会費区分 (基本・減免等)	町内会費 収入額(年額・合計)		町内会費 単価(年額)		世帯数
	円	÷	円	=	世帯
	円	÷	円	=	世帯
	円	÷	円	=	世帯
	円	÷	円	=	世帯
	円	÷	円	=	世帯
	円	÷	円	=	世帯
	円	÷	円	=	世帯
合計					世帯 ……①

※各行の「世帯」については、整数で記載(端数切り上げ)

※免除世帯は補助金算定の世帯数に含むことができます。

ただし、免除世帯については免除対象者名簿を作成・保管してください。

市から名簿の提出をお願いする場合があります。

様式第6号(第7条関係)

町内自治振興等補助金交付申込遅延届

年 月 日

熊 本 市 長 宛

町内自治会名 _____

自治会長氏名 _____

令和 年度(20 年度)町内自治振興等補助金について、以下の理由により申込書提出が遅延いたしましたので、熊本市町内自治振興等補助金交付要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

<遅延理由>

発第 号
年 月 日

申込者 町内自治会名
代 表 者 様

熊 本 市 長 ○○ ○○ 印
(区役所総務企画課長扱い)

町内自治振興等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申込のあった 年度熊本市町内自治振興等補助金について、熊本市町内自治振興等補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 補助事業等の名称及び補助金額

(1)町内自治活動事業	_____円
(2)防犯灯維持管理事業	_____円
(1)+(2) 合計金額	_____円

2 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業が終了したときは、市長が指定する期日までに、町内自治振興等補助金実績報告書(様式第7号)及び事業(活動)実績報告書並びに決算書又は決算見込書を市長に提出しなければならない。

3 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。

4 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申込者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。

5 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。

6 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第8号(第10条関係)

町内自治振興等補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長宛

町内自治会名 _____

自治会長氏名 _____

令和 年度(20 年度)町内自治振興等補助金については、町内自治振興等補助金交付要綱第10条の規定により、報告します。

<添付書類>

- (1) 令和 年度(20 年度)事業(活動)実績報告書(具体的内容を記したもの)
- (2) 令和 年度(20 年度)決算書又は決算見込書

発第 号
年 月 日

申込者 町内自治会名
代 表 者 様

熊 本 市 長 ○○ ○○ 印
(区役所総務企画課長扱い)

町内自治振興等補助金返還通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度熊本市町内自治振興等補助金については、熊本市町内自治振興等補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり通知しますので、補助金の返還をお願いいたします。

記

1 返還すべき補助事業等の名称及び金額

(1)町内自治活動事業	_____円
(2)防犯灯維持管理事業	_____円
(1)+(2) 合計金額	_____円

2 返還の理由

3 返還期限 年 月 日